

守山市とびわこ成蹊スポーツ大学との連携に関する協定書

守山市（以下「甲」という。）とびわこ成蹊スポーツ大学（以下「乙」という。）とは、相互の協力関係を踏まえ、地域社会の発展と人材の育成に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が双方の資源を有効に活用した連携のもと、スポーツ振興、教育、まちづくりなどの分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、以下の事項について連携し、相互に協力する。

- （1）スポーツの普及・振興に関すること
- （2）競技力の向上と障がい者スポーツの振興に関すること
- （3）健康増進に関すること
- （4）子どもの健全育成に関すること
- （5）地域の活性化に資すること
- （6）その他本協定の目的に沿うこと

（連携推進の体制）

第3条 前条の連携事項を推進するために、必要な会議を設置することができる。

（協定内容の変更）

第4条 甲または乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲および乙は、この協定に基づく活動において知り得た秘密事項について、第三者に漏洩・開示してはならない。ただし、事前に双方において合意した場合はこの限りでない。本協定解消後も同様とする。

（協定期間）

第6条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日の1ヶ月前までに甲または乙から改廃の申し入れがないときは、さらに1年間継続す

るものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第7条 本協定に関する事項に疑義が生じたときまたは、本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年5月19日

甲 守山市吉身二丁目5番22号

守山市長

宮本和宏



乙 大津市北比良1204番地
びわこ成蹊スポーツ大学

学 長

大河正明

